

## 『児童教育研究』の執筆・編集に関する倫理要綱

児童教育学会（以下「本学会」）は、児童教育に関する学術研究の進歩発展を図るため、研究誌『児童教育研究』（以下「本誌」という。）の出版活動を推進する。この活動が適切に行われるためには、本誌に論文の掲載を求めて投稿する執筆者、本誌の編集にあたる委員、採用の可否を審査する査読者のそれぞれが倫理的な基準に則った活動を行わなければならない。

本学会は、本誌における個々の論文がオリジナリティを有し優れた水準を確保したものであるために、『「児童教育研究」の執筆・編集に関する倫理要綱』（以下「倫理要綱」という）を制定し、編集業務実施における準則として宣言し、ここに公表する。

### 1 執筆者の義務

#### (1) 論文の要件

投稿する論文等は、『児童教育研究』編集要綱第3条に規定する論文等をいい、児童教育に関する学術研究の進歩発展に寄与するもので、倫理要綱「1 執筆者の義務」に示された諸条件を満たすものでなければならない。

#### (2) 二重投稿の禁止

同一あるいはほぼ同一の投稿論文を本誌以外にも同時期に投稿することは認めない。投稿原稿は内容の主要な部分が他の研究誌や雑誌等に未発表のものに限る。ただし、研究会や学会等の大会、総会等における口頭発表、ポスター発表、資料等を元に分析、考察を深め投稿したものは受理する。

#### (3) 調査対象者・被験者の人権保護に関する注意

論文作成にあたって執筆者は調査等の対象となる人々の人権に配慮しなければならない。実験等に際しては被験者の生命・健康・プライバシー、及び尊厳を守らなければならない。人に関わる研究など倫理的配慮が必要な研究は、所属する大学等の倫理審査委員会の審査を受けるなど倫理的配慮について論文の本文中に明記することとする。

#### (4) 共同執筆者

共同執筆者とは、当該論文等の完成に意義ある貢献を果たし、論文の内容に共同の責任を負うことができる者の全員を示すものとする。筆頭に名を掲げる執筆代表者は、当該論文への貢献が最も高いと認められる者でなければならない。執筆代表者には、共同執筆者に対し完成稿を提示し、投稿への意を得ることが求められる。

#### (5) 十分な情報の提供

執筆者は、同じ分野を研究する者等が研究を再現し、検証・評価・追試するために必要にして十分な情報を提供し、論文上において論証の過程を明示しなければならない。また、先行研究についての十分なレビューを行うとともに、引用する場合にはその引用元を示さなければならない。

#### (6) 引用に関する注意

他者からの情報を引用するにあたっては、それが読者にも入手可能なものであることを確認するとともに、他者が有する著作権、肖像権をはじめとする諸権利の存在に留意しなければならない。

### (7) 捏造の禁止

論文に捏造された情報が含まれていてはならない。

### (8) 既往論文の批判的引用に関する注意

既往論文に対し学術的根拠を示し批判的に引用・記述することは許されるが、誹謗は勿論のこと、根拠不明のまま批判することがあってはならない。

### (9) 政治的意図等の排除

論文は、政治的、商業的な意図を持つものであってはならない。論文執筆にあたっては、宗教に関する寛容の態度及び教育における宗教の地位は尊重されなければならない。

### (10) 他者の権利を侵害した場合の責任

他者の論説を自己のものとして発表したり（剽窃）、その他の理由で他者の権利を侵害した場合には、執筆者がその責任を負うものとする。

## 2 編集委員会の責務

### (1) 公正な運営公正な運営

編集委員会は、『児童教育研究』の公刊の目的を達成するため、公正で民主的な運営に努めなければならない。

### (2) 査読者の選定

編集委員会は、当該論文等について、その執筆者の専門分野又は隣接分野の研究者 2 名を査読者に出すものとする。

### (3) 編集委員の守秘義務

編集委員は、編集に関して知り得た情報を他者に漏らしてはならない。

## 3 査読者の責務

### (1) 査読者の役割の自覚

論文掲載の可否を判断するに際し、査読者の果たす役割は極めて重大であり、倫理的な基準に配慮し、その責任を自覚した行動をとらなければならない。

### (2) 査読の辞退

査読者が執筆者や当該論文等との間に個人的な利害関係がある場合、速やかに査読を辞退しなければならない。

### (3) 客観性の確保

査読は客観的な立場から行われなければならない。査読者の個人的な考え方や執筆者あるいは当該論文に対する好悪の感情等非論理的価値観をもとに判断を行ってはならない。

### (4) 査読者の守秘義務

査読者は、査読中の論文の内容や査読の経緯を他者に漏らしてはならない。

### (5) 編集委員会への報知

査読者は、論文の内容が既に公刊された論文と同一であったり、論文中に捏造やそれと疑わしい記述を発見した場合、速やかに編集委員会まで報知しなければならない。

#### 4 改訂

本要綱の改訂は、総会の決議による。

#### 附則

この要綱は、2021年6月6日から施行する。

この改訂要綱は2022年6月5日から施行する。